11月は

いきいきシルバー交通安全強調月間です

問まちづくり支援課☎㊿6777

ライトは早めに点灯しましょう

日没が早くなるこの時期は、夕暮れから夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあります。

運転者の皆さんは、ライトを早目に点灯し、スピードを控えめにするなど、ゆとりと思いやりの心を持った運転を心掛けましょう。

歩行者の皆さんは、夕暮れ時や夜間には、運転者から目に付きやすい明るい色の服装をし、反射材を身に着けましょう。

また、加齢に伴う身体機能の低下などで運転に不安を感じた場合には、安全運転相談ダイヤル「＃８０８０（シャープ・ハレバレ）」にご相談ください。

～今日も無事でいてほしい～
みんなでつくろう
安全・安心なまち
セーフコミュニティ十和田

車は横断歩道の手前で減速・歩行者優先を、歩行者は横断歩道の横断と意思表示を

横断歩道に差し掛かった車両は、横断中や横断しようとしている歩行者がいるときは停止しなければなりません。信号機のない横断歩道での一時停止率は全国平均が30.6%、停止率の高い長野県は85.2%となっていますが、青森県は全国ワースト３位の14.0%となっています（2021年日本自動車連盟調査）。

特に、本市は碁盤の目状に道路があり、横断歩道もたくさんありますので、車を運転する際は気持ちに余裕を持って運転しましょう。

横断歩道の有無にかかわらず、歩行者の通行を妨げた場合は「横断歩行者等妨害等違反」になります。

罰則　３カ月以下の懲役または５万円以下の罰金
違反点　２点
反則金　大型・中型・準中型・・・12,000円
普通・・・・・・・・・・・・9,000円
二輪・・・・・・・・・・・・7,000円
原付・・・・・・・・・・・・6,000円

消費生活センターからのお知らせ　問市消費生活センター☎㊿6757

成年年齢の引き下げによる消費者トラブルに注意しましょう

令和４年４月から成年年齢が引き下げられ、18歳以上が成年となります。

成年に達すると、保護者の同意なく本人の意思で契約することができるようになり、その契約に関して責任を負うこととなるため、消費者トラブルに遭わないよう注意が必要です。

（想定されるトラブルの例）
・友人や先輩などから儲かると勧められ、高い商品を買わされた。
・インターネットの広告を見て商品を注文し、代金を前払いしたが商品が届かない。
・ローンを組み、高額な商品を買ったが返済ができない。

高齢者を狙った特殊詐欺が発生しています

日頃から家族や隣近所、友人・知人とお互いに声を掛け合い被害に遭わないようにしましょう。